

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から12年3月まで
② 平成18年4月

私は、夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。私の分については付加保険料も含めて納付してきた。

平成13年度からは娘が大学に進学したため、生活が苦しくなり、私の国民年金保険料は納付できなくなったが、それまでは夫婦一緒に全て納めてきた。申立期間①について妻は納付済となっているのに、私が未納となっていることに納得できない。

また、申立期間②について、前後の期間は付加保険料を含めて納付しているのに、1か月だけ付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた旨主張しているところ、i) 申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和60年1月頃に夫婦連番で払い出されていることが推認できること、ii) オンライン記録によると、当該払出時点から申立期間①の前年度(平成10年度)までの国民年金保険料は夫婦共に納付済み(申立人は、付加保険料を含めて納付)であること及び当該期間に係る付加保険料の申出記録が確認できること、iii) 当該納付済み期間のうち、オンライン記録により納付時期が特定できる期間については、夫婦同時に国民年金保険料を納付(前納を含む。)していることが確認できることなどから、申立人の主張は基本的に信用できるとともに、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①前後を含め現在までAを開業しており、転職等による生活状況の変化は無い上、申立人は、貸店舗を所有しており、家賃収入があった旨主張しているところ、申立人の預金口座の普通預金元帳の記録によると、申立期間①当時についても、家賃収入として毎月22万7,000円（年間272万4,000円）が振込入金されていることが推認されることから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付できるだけの資力があったものと考えられる。

さらに、申立人は、平成11年4月に長男の大学進学時には経済的に余裕があったが、13年4月に長女の大学進学時は、経済的に厳しくなったので自身の国民年金は未納にしたが、妻の国民年金保険料は納付し続けた旨主張しているところ、戸籍の附票から、i) 長男は大学入学当初は住民票の異動はしていないが、13年2月20日にB市に住所異動していること、ii) 長女は13年4月5日にC区のD女子大寮に住所異動していることが確認できることから、申立人の主張するとおり、平成13年度当初に経済的負担が増したことが想定される上、オンライン記録から、13年4月以降の保険料については、申立人は未納となっている一方で申立人の妻だけは納付済みであることが確認できることからすると、申立人の主張は当時の状況及び記録と整合しており、不自然な点は見受けられない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間①に係る申立人の妻の国民年金保険料は前納されていることが確認でき、前述の申立人とその妻の保険料納付に係る一体性及び納付意識の高さを踏まえると、申立期間①の申立人に係る国民年金保険料についても妻とともに納付（付加保険料を含む。）したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人のオンライン記録から、申立人が平成18年5月分の国民年金保険料から口座振替を開始していることが確認できる上、同記録の納付督促事蹟から、申立期間②の同年4月分の保険料については、同年8月4日に納付書が発行され、同年8月9日に定額保険料を納付したことが確認できる。

これは、申立期間②である平成18年4月分の国民年金保険料について、口座振替による納付が間に合わなかったために当初未納となり、その後、同年8月4日に再度納付書が発行されたものと考えられるところ、制度上、付加保険料については納期限（申立期間②に係る納期限は、平成18年5月31日）を経過すると納付できないこととされていることから、当該納付書は定額保険料についてのみ発行され、当該納付書により同年8月9日に保険料を納付している申立人は、申立期間②に係る付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間②の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 4 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 4 月頃に親に勧められ国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納めていた。昭和 53 年 1 月に結婚してからは、義父母が納付してくれていたもので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してからは義父母が自身の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているところ、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義父母は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、義父は 60 歳到達時まで、義母は満額受給に必要な期間の国民年金保険料を納付している上、申立人の義父母が保険料を納付していたとする同人らと同居していた義弟夫婦についても国民年金保険料に未納は無いことから、申立人の義父母の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の義母は、「申立人が結婚してから昭和 61 年の第 3 号被保険者制度の開始により保険料を納めなくてよくなるまで、申立人の国民年金保険料も家族の保険料と一緒に納めていた。ちょうど私たち夫婦の保険料を納付しなくなる直前に申立人の保険料を納付するのをやめた。」と具体的に主張しているところ、オンライン記録によると、i) 申立人が結婚した昭和 53 年 1 月 * 日に申立人の国民年金の資格が強制加入から任意加入へ適切に切替手続がなされていること、ii) 任意加入に切替手続後の国民年金保険料は、申立期間前まで納付済みであること、iii) 申立人の義父は 61 年 * 月 (60 歳到達時) まで、申立人の義母は同年 7 月 (満額受給権確保時) までにそれぞれ自身の保険料納付を終えていることが確認でき、これは申立人の義母が申立人に係る国民年金保険料を納付していたと主張する同年 3 月と近接してい

ることが確認できることから、申立人の義母の主張は基本的に信用でき、申立人の義父母の国民年金保険料に対する納付意識の高さを踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和 59 年 4 月 1 日に国民年金の任意加入の資格を喪失していることが確認できるところ、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする義母は、「申立人の国民年金の資格喪失手続を行った記憶は無く、申立期間当時、生活状況に大きな変化はなかった。」と主張している上、申立人の夫は申立期間前後を通じて地方公務員であり、生活状況にも変化は無いことから、資格喪失の手続を行う特段の理由は見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人の夫が勤務していた A 町役場 B 課職員のうち、国民年金に任意加入している配偶者のオンライン記録を調査したところ、国民年金第 3 号被保険者制度の創設前（昭和 59 年度及び 60 年度）に当該役場の職員が組織的又は一体的に配偶者の国民年金任意加入被保険者資格を喪失させた状況はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 49 年 3 月まで

私は結婚した昭和 50 年 3 月に夫に勧められて A 市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に市役所の窓口担当者から、「今なら 20 歳からの未納期間の国民年金保険料を全て納付できるので、将来のために払っておいたほうがいい。」と勧められた。納付した金額の記憶は定かではないが、将来のために思い市役所で 20 歳からの国民年金保険料を遡ってまとめて納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫に勧められて結婚した昭和 50 年 3 月に国民年金の加入手続をした旨主張しているところ、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付していることが確認できる上、その夫についても国民年金への加入後は未納期間が無いことを踏まえると、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から昭和 50 年 3 月頃に A 市で払い出されたものと推認され、当該払出時点は第 2 回特例納付（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）の実施期間中である上、申立人は国民年金の強制加入被保険者であることから、申立期間の国民年金保険料を特例納付することが可能である。

さらに、申立人は、市役所の窓口担当者から、「今なら 20 歳からの未納期間の国民年金保険料を全て納付できるので、将来のために払っておいたほうがいい。」と勧められた旨主張しているところ、申立人が国民年金に加入した昭和 50 年頃の「A 市政だより」によると、当時、A 市では、市民に対して特例納付に係る制度の紹介及び特例保険料の納付勧奨を積極的に行っていたことが確認できる上、A 年金事務センターは、「特例納付の実施期間中に社

会保険事務所（当時）の職員がA市役所に出向き、特例納付に係る事務をしていた可能性がある。」と回答している。

加えて、申立人は、市役所で遡って保険料を納付した旨主張しているところ、A市の担当者は、「特例納付及び過年度納付保険料は市役所内の金融機関の出張所で納付可能であった。」と回答しており、これら申立人の特例納付に係る主張は、当時のA市の状況と一致していることから基本的に信用できる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和50年6月に申立期間直後の昭和49年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるところ、この時点では、申立期間のうち、48年4月から49年3月までの期間は過年度納付が可能であり、当該期間に係る保険料額は申立人が納付した49年度分より安価であること、並びに上記申立人の主張及び納付意識の高さを踏まえると、過年度納付可能な期間についても納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私の国民年金への加入手続は、結婚後に夫が行い、国民年金保険料も納付してくれていた。国民年金保険料の督促があれば、必ず納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料の督促があれば必ず納付していた旨主張しているところ、申立人の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、昭和57年1月から同年3月までの保険料を同年12月24日に、58年1月から同年3月までの保険料を59年3月28日に、59年10月から60年3月までの保険料を同年11月11日に、それぞれ過年度納付していることが確認でき、申立人が現年度は未納であった期間について過年度納付により当該期間の未納解消に努めていたものと考えられることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、申立期間前後を通じて住所の異動も無く、生活状況に大きな変化があった事情はうかがえず、申立人の夫の納付意識の高さを踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月及び同年3月
② 昭和45年4月及び同年5月

私が20歳になった時、母から国民年金に加入するように言われたので、旧A町役場で加入手続を行ったと思う。国民年金保険料は、母が納付してくれていたもので、申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、20歳到達時を資格取得日として昭和45年7月頃に払い出されていることが推認でき、当該払出時点では、申立期間②は現年度納付可能な期間である上、申立人が所持している国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録欄には、「完納 A町」とゴム印が押されている一方で、旧A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿では当該期間は未納とされていることが確認できることから、申立人の当該期間に係る国民年金の納付記録について、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

一方、申立期間①については、前述の当該手帳記号番号払出時点では過年度納付可能な期間であるものの、申立人と同様に母親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の妹についても、同人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度納付可能な期間の保険料は未納となっていることから、申立人の母親が申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度となっている申立期間①の保険料を遡って納付した事情はうかがえない。

また、申立人前後の旧A町で払い出された被保険者87人のうち、過年度納付している者は3人のみであることから、申立期間①当時、旧A町で過年度納付を積極的に勧奨していた事情もうかがえない。

さらに、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 1161

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年5月10日から23年6月24日までの期間について、事業主は、申立人が22年5月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年6月24日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、300円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和21年8月1日から22年5月10日までの期間について、申立人は厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における上記訂正後の資格取得日に係る記録を21年8月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を120円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から23年6月24日まで

私の妻は、昭和21年4月1日からA事業所（現在は、B社）に勤務していたのに、社会保険庁（当時）の記録によると、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 22 年 5 月 10 日から 23 年 6 月 24 日までの期間について、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と同姓同名で、かつ、申立人と生年月日が同一の者の厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和 22 年 5 月 10 日。資格喪失日は未記載）が確認できる上、申立人の旧姓と同姓同名で、かつ、申立人と生年月日が同一の者の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、当該事業所に係る記録と推認される厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和 22 年 5 月 10 日。資格喪失日は同年 6 月 24 日。事業所名等を記載する欄に「A」と記載されている。）が確認できるところ、i）申立人が申立期間後に勤務していた C 事業所から提出された申立人の職員台帳の写しにより、申立人が当該期間の大部分を含む 21 年 4 月 1 日から 23 年 6 月 10 日までの期間において A 事業所に勤務していたと推認されること、ii）当該被保険者名簿における当該者に係る被保険者記録及び当該旧台帳における被保険者記録は基礎年金番号に統合されていないことなどから判断すると、これらの被保険者記録は、当該事業所に係る申立人の被保険者記録と推認される。

また、前述の旧台帳において、申立人の資格喪失日は昭和 22 年 6 月 24 日と記載されていることが確認できる一方、申立人の標準報酬月額に係る改定記録と推認される 23 年 6 月 1 日付けの記録も確認できるところ、年金事務センターは、「申立人の職員台帳の写しにより推認できる申立人の退職日、旧台帳の昭和 23 年 6 月 1 日付けの記録の記載を勘案すると、資格喪失日を『昭和 23 年 6 月 24 日』と記載するべきところ、『昭和 22 年 6 月 24 日』と誤って記載したと考えられる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 22 年 5 月 10 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23 年 6 月 24 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前述の旧台帳の記録から、300 円とすることが必要である。

2 申立期間のうち、昭和 21 年 8 月 1 日から 22 年 5 月 10 日までの期間について、前述のとおり、申立人の職員台帳の写しにより、申立人が当該期間において A 事業所に勤務していたと推認される上、前述の被保険者名簿により、当該期間当時に被保険者記録が確認できる同僚が、申立人は 21 年に入社した旨供述していることから判断すると、申立人は当該期間において当該事業所に勤務していたと推認される。

また、B 社は、「賃金台帳等の資料が一切残っておらず、申立期間における申立人の保険料控除の有無については不明であるが、一般的に、申

立期間当時、社員を雇用した日から厚生年金保険に加入させ、雇用した月分の給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答しているところ、前述の被保険者名簿により、当該期間当時に被保険者記録が確認できる者で、自身の勤務開始時期（年月）を覚えており（17人）、かつ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和21年8月1日以降に勤務を開始したとしている15人のうち、13人が覚えている勤務開始時期は、厚生年金保険の被保険者資格取得日とほぼ一致している上、同日以前に勤務を開始したとしている二人は同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の申立人の職員台帳の写しの履歴欄に、申立人がA事業所に事務員として勤務していた旨記載されているところ、前述の被保険者名簿により、申立人と同じ事務員として昭和21年8月1日以前から勤務していたとする前述の17人とは別の同僚一人についても、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種であった同僚の厚生年金保険被保険者名簿の記録から120円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年8月1日までの期間について、前述のとおり、申立人の職員台帳の写しにより、申立人が当該期間においてA事業所に勤務していたと推認されるものの、前述の被保険者名簿及びオンライン記録により、当該事業所は、同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、当該期間については、適用事業所ではなく、前述の被保険者名簿において、当該期間に係る被保険者記録が確認できる者は見当たらない。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分国民年金 事案 877 (事案 843 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年頃から 54 年頃までの期間のうち、婦人会が集金に来ていたとする期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年頃から 54 年頃までの期間のうち、婦人会が集金に来ていたとする期間

私の祖母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も婦人会の集金人に納付していた。

集金の都度、集金人が国民年金手帳に受領印を押していたが、受領印を押すところがいっぱいになってしまったので、集金にも来なくなり、新しい手帳も送られてこなかったため、納付できなかった。

ある時、市役所から過去の保険料を納付することができるかと連絡があったが、多額だったので納付しなかった。

20 歳時の昭和 45 年頃から結婚する 54 年頃までの期間のうち、婦人会が集金に来ていた期間の保険料を納付しているはずなので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間（昭和 45 年 10 月から 54 年 2 月まで）に係る申立てについては、i) オンライン記録から、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の基礎年金番号は、平成 22 年 7 月 13 日に付番されていることが確認でき、申立期間当時、国民年金に未加入であったことから、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられること、ii) 申立人は、集金の都度、婦人会の集金人が国民年金手帳に受領印を押していたが、受領印を押すところがいっぱいになってしまったので、集金にも来なくなり、新しい手帳も送られてこなかったため納付できなかった旨主張しているところ、A 市は、申

立期間当時、婦人会組織による国民年金保険料及び国民健康保険税の集金が行われていたが、当時の婦人会組織に係る資料は既に廃棄しているため、収納状況等は不明である旨回答していることから、申立期間当時における申立人に係る国民年金保険料の納付状況等は不明であること、iii) 申立人は、ある時期に市役所から過去の保険料を納付することができると連絡があったが、多額だったので納付しなかった旨主張しているが、これについては、申立人が国民年金の未加入者であったことから、A市が申立人に対して第3回特例納付期間において加入勧奨を行ったものの、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行わなかったものと考えられること、iv) 申立期間は101か月と長期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の祖母は既に死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等が不明であることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を20歳時の昭和45年頃から結婚する54年頃までの期間のうち、婦人会が集金に来ていた期間と変更して再度申立てを行っている。

しかしながら、今回の申立期間については、前回の申立期間に含まれている上、今回の申立てによっても、申立人から申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな証言等はなく、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな周辺事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 1162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 12 月 15 日まで

私は、申立期間においてA事業所（現在は、B事業所）にCとして勤務していたのに、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所（以下「B」という。）から提出された申立人に係る勤務記録カードの写しにより、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、Bは、「申立人は、国家公務員として勤務しており、申立期間においては国家公務員共済組合の組合員であったので、厚生年金保険には加入しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、国家公務員共済組合連合会は、「申立人は、昭和 30 年 3 月 11 日から 33 年 12 月 31 日までの期間においてD共済組合の組合員であった。なお、申立人は当該期間を基礎期間とした退職一時金を全額受給していると思料される。」と回答している。

また、事業所番号等索引簿及びオンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、Bは昭和 53 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所（新規適用時はE事業所）になっており、申立期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A事業所と類似した名称で、かつ、申立期間当時に厚生年金保険を適用されていた複数の事業所に係る被保険者名簿を確認しても、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間において事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月頃から平成元年 8 月頃までの期間のうち
の 3 か月間

私は、A社（現在は、B社）のCに加入契約した後、申立期間において同社D支社のE職員として勤務したにもかかわらず、同社同支社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたE職員退職者名簿の写しにおいて、申立人の当時の氏名と同姓同名、かつ、生年月日が同一の従業員が昭和 62 年 2 月 10 日から同年 3 月 31 日までA社D支社に勤務していた記録が確認できるところ、B社は、「その方が申立人であるかどうかは厳密には判断できない。」旨回答しているものの、同社から提出された申立人が加入していたA社のCに係る記録から、当該Cの契約は 61 年 12 月 26 日に成立していることが確認でき、当該Cの契約成立日と当該従業員の入社日の前後関係は申立人の主張と符合している上、申立人は、自身が同社D支社に勤務していた時に、自身と同姓同名、かつ、生年月日が同一の従業員は勤務していなかった旨供述していることから判断すると、当該勤務記録は申立人の記録であり、申立人は、申立期間のうち、62 年 2 月 10 日から同年 3 月 31 日まで同社D支社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述のE職員退職者名簿を確認すると、入社日、退職日等の欄には日付が記載されている一方、年金番号、厚年取得日及び厚年喪失日欄には日付が記載されていないことが確認できるところ、B社は、「E職員退職者名簿の年金番号、厚年取得日及び厚年喪失日欄に記載が無いというこ

とは、勤務が確認できる期間について、厚生年金保険に加入していないという意味である。」旨回答している。

また、B社は、「A社では、時期によって違うが、3か月間から6か月間の研修期間を設けており、研修期間経過後に社会保険の加入手続を行っていた。」旨回答している上、A社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「採用試験に合格すると約3か月間研修を受け、その後社会保険に加入した。研修期間中は給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、B社は、「仮にE職員退職者名簿に記載している申立人と同姓同名、かつ、生年月日が同一の方が申立人であった場合、当該名簿の記録から申立人を厚生年金保険に加入させていないことは明らかなので、申立人の給与からは厚生年金保険料を控除していないと思う。」旨回答している上、前述の被保険者原票により被保険者記録が確認できる複数の同僚（申立人が覚えている同僚を含む。）に事情を確認しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、前述の被保険者原票を確認しても、申立期間において申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。